

平成
27年度
から

軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正により、平成27年度から軽四輪車両等の軽自動車税の税額が次のとおり変更となりますのでお知らせします。

平成27年3月31日までに新規登録をした車両の税額（旧税額を適用）

課税標準		税額(1台)	
軽自動車	三輪の車両	3,100円	
	四輪の車両	乗用 営業用	5,500円
		乗用 自家用	7,200円
	貨物	営業用	3,000円
自家用		4,000円	

平成27年4月1日以降に新規登録をした車両の税額

課税標準		税額(1台)	
軽自動車	三輪の車両	3,900円	
	四輪の車両	乗用 営業用	6,900円
		乗用 自家用	10,800円
	貨物	営業用	3,800円
自家用		5,000円	

平成28年度からの変更

新規登録した年月日に係わらず、新規登録をした月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の税額

課税標準		税額(1台)	
軽自動車	三輪の車両	4,600円	
	四輪の車両	乗用 営業用	8,200円
		乗用 自家用	12,900円
	貨物	営業用	4,500円
自家用		6,000円	

【問い合わせ先】 財務課課税第一係

車両の変更手続・ 廃車手続はお済みですか

軽四輪車、自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車などは軽自動車税の対象となる車両です。

これらの車両については、所有者の変更や廃車等があった場合に変更届等を提出することで、登録を抹消し、所有者の方の軽自動車税の対象から除外することが出来ますが、変更届等の申請がない場合は、登録抹消されずに軽自動車税の対象とされるため、トラブルの原因となっているケースがあります。

所有者の変更や廃車など、所有車両に変更があった場合は、忘れずに変更等の申請をお願いします。

【申請先および問い合わせ先】

※ナンバープレート発行機関

○自動二輪

(函館白のナンバープレート)

函館陸運支局 ☎050-5540-2002

○軽四輪・軽二輪

(函館黄色・函館白のナンバープレートなど)

軽自動車検査協会函館事務所

☎050-3816-1764

○その他

(八雲町のナンバープレートなど)

財務課課税第一係

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出をされる方へ

平成27年度実施の職業・産業調査にご協力をお願いします

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。

この調査は出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届書をもとに出生や死亡の状況などを調べるもので、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。

平成27年度は、国勢調査の実施と合わせて、人口動態職業・産業調査が実施されることとなり、各届書の職業欄への記入（死亡届には産業欄への記入も）をお願いすることになります。

届け出される方々には、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。なお、人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られていますので安心してご記入ください。

【実施期間】

平成27年4月1日～

平成28年3月31日

【対象となる届出】

出生・死亡・死産・婚姻・離婚

【記入方法】

各届書の職業欄に職業をご記入ください。

※記入例

・ 医師・教員など…「専門・技術職」
・ 一般事務員など…「事務職」

・ 販売店員・営業職従業員など…「販売職」

・ 美容師・ホームヘルパーなど…「サービス職」

※死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業もあわせてご記入ください。

* 戸籍届出窓口に職業・産業例示表を備え付けておきますので、ご参考の上、ご記入ください。

【問い合わせ先】

住民生活課戸籍住民係